
第4回 日野町議会定例会会議録（第3日）

令和2年6月18日（木曜日）

議事日程

令和2年6月18日 午前10時開議

- 日程第1 委員会付託事件の審査報告
- 請願第2号 厚生労働省による公立・公的病院名の公表の白紙撤回と地域医療の充実を
求める意見書の提出を求める請願（教育民生常任委員会）
- 陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める陳情（総務経済常任委員会）
- 日程第2 議案第36号 日野町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について（町長）
- 日程第3 議案第37号 日野町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について（町長）
- 日程第4 議案第38号 日野町税条例等の一部改正について（町長）
- 日程第5 議案第39号 令和2年度日野町一般会計補正予算（第2号）（町長）
- 日程第6 議案第40号 日野町教育委員会委員の任命について（町長）
- 日程第7 意見書第1号 厚生労働省による公立・公的病院名の公表の白紙撤回と地域医療の充実
を求める意見書の提出について（議員）
- 日程第8 意見書第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について（議員）
- 日程第9 議員派遣の件
- 日程第10 閉会中の継続調査の申し出

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員会付託事件の審査報告
- 請願第2号 厚生労働省による公立・公的病院名の公表の白紙撤回と地域医療の充実を
求める意見書の提出を求める請願（教育民生常任委員会）
- 陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める陳情（総務経済常任委員会）
- 日程第2 議案第36号 日野町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について（町長）
- 日程第3 議案第37号 日野町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について（町長）

- 日程第4 議案第38号 日野町税条例等の一部改正について（町長）
日程第5 議案第39号 令和2年度日野町一般会計補正予算（第2号）（町長）
日程第6 議案第40号 日野町教育委員会委員の任命について（町長）
日程第7 意見書第1号 厚生労働省による公立・公的病院名の公表の白紙撤回と地域医療の充実を求める意見書の提出について（議員）
日程第8 意見書第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について（議員）
日程第9 議員派遣の件
日程第10 閉会中の継続調査の申し出

出席議員（10名）

1番 中山 法 貴	2番 梅 林 敏 彦
3番 山 形 克 彦	4番 金 川 守 仁
5番 松 尾 信 孝	6番 中 原 信 男
7番 安 達 幸 博	8番 佐々木 求
9番 竹 永 明 文	10番 小 谷 博 徳

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 伊 田 喜 浩 書記 ————— 中 田 早 文
書記 ————— 浦 部 俊 一

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 埴 田 淳 一 副町長 ————— 音 田 守
教育長 ————— 生 田 進 総務課長 ————— 渡 部 裕 之
住民課長兼会計管理者 ——— 遠 藤 律 子 企画政策課長 ————— 荒 木 憲 男
健康福祉課長 ————— 住 田 秀 樹 産業振興課長 ————— 角 井 学
建設水道課長 ————— 飛 田 朋 伸 教育課長 ————— 砂 流 誠 吾

午前10時00分開議

○議長（小谷 博徳君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人であり、定足数に達していますので、これより令和2年第4回日野町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程のとおりであります。

日程第1 委員会付託事件の審査報告

○議長（小谷 博徳君） 日程第1、委員会付託事件の審査報告を議題といたします。請願第2号、教育民生常任委員会付託事件の厚生労働省による公立・公的病院名の公表の白紙撤回と地域医療の充実を求める意見書の提出を求める請願について、委員長の審査報告を求めます。

佐々木求委員長。

○教育民生常任委員会委員長（佐々木 求君） 請願審査報告書。審査の結果、1、採択とすべきもの。（1）件名、厚生労働省による公立・公的病院名の公表の白紙撤回と地域医療の充実を求める意見書の提出を求める請願（受第2号令和2年2月21日、鳥取県医療労働組合連合会出向委員長、池原優子外1名）。（2）理由、新型コロナウイルス感染症が感染が拡大する中、医療体制整備の重要性について改めて認識したところであるが、住民が安心して必要な医療を受けるためには、地域医療の充実が必要であるため採択とした。

本委員会は、上記のとおり決定したので、報告します。

令和2年6月18日。教育民生常任委員会委員長、佐々木求。日野町議会議長、小谷博徳様。

○議長（小谷 博徳君） 審査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小谷 博徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（小谷 博徳君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、厚生労働省による公立・公的病院名の公表の白紙撤回と地域医療の充実を求める意見書の提出を求める請願についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小谷 博徳君） 起立多数。よって、本件は採択と決定いたしました。

次に、陳情第3号、総務経済常任委員会付託事件の地方財政の充実・強化を求める陳情について、委員長の審査報告を求めます。

5番、松尾信孝委員長。

○総務経済常任委員会委員長（松尾 信孝君） 陳情審査報告書。審査の結果、1、採択とすべきもの。（1）件名、地方財政の充実・強化を求める陳情（受第3号、令和2年5月18日、自治労鳥取県本部出向委員長、西村雄正外1名）。（2）理由、全ての住民に身近な地方自治体が担う役割は年々拡大しております。とりわけ昨今は、新型コロナウイルス対策として財政規模に見合う以上の資質を求められています。したがって、それらに見合う地方交付税、その他の財源の確保は、ますます重要になってきており、採択としました。

本委員会は、上記のとおり決定したので、報告します。

令和2年6月18日。総務経済常任委員会委員長、松尾信孝。日野町議会議長、小谷博徳様。

○議長（小谷 博徳君） 審査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

[質疑なし]

○議長（小谷 博徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

討論を行います。

[討論なし]

○議長（小谷 博徳君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、地方財政の充実・強化を求める陳情についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小谷 博徳君） 起立多数。よって、本件は、採択と決定いたしました。

日程第2 議案第36号

○議長（小谷 博徳君） 日程第2、議案第36号、日野町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明は初日に終わっています。なお、この条例の制定に当たっては、地方自治法第243条の2第2項により、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないと規定されています。監査

委員から意見を聴取した文書の写しをお手元に配付しておりますので御覧ください。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） ちょっと具体的な例を挙げて説明を求めたいと思います。今回の損害賠償責任っていうのは、国の条例改正で、昨今、賠償命令が出た、例えば、町長が自己破産をして、それを賠償をするというケースが度々あって、こういうことでは、やはり町長が成り手もなくなったり、あるいは、そこまで一個人に求めるのは、どうかということで自治法が改正になった。それを受けて、それぞれの町村が町長に対して、金額を設けなさいという条例で、本町もここまでは補償しなさいよという条例をつくるわけですが、その一つに条例の内容に最低責任限度額は町長等の基準給与年額に、ある指数を掛けて出しなさいということであります。例えば町長は基準給与年額に6を掛けた金額が、町長が賠償する範囲ですよっていう、そういう条例であります。ということで、例えば、ある事件があって裁判で1億円の賠償責任が仮に出た場合、町長の基準給与年額は幾らで掛ける6が幾らなのでここまでの責任で、いわゆる1億円からここまでは後は免除になりますよというような、具体的の数値で表してほしいと思います。具体例をお願いします。

○議長（小谷 博徳君） 急だけどできるかいな。

渡部総務課長。

○総務課長（渡部 裕之君） 基準給与年額の正確な数字をただいま持っておりませんので、確認をさせていただきたいと思いますが、休憩いただいてもよろしいでしょうか。

○議長（小谷 博徳君） よろしいですか。

○議員（7番 安達 幸博君） はい。

○議長（小谷 博徳君） じゃあ、休憩します。

午前10時09分休憩

午前10時15分再開

○議長（小谷 博徳君） 再開をいたします。

渡部総務課長。

○総務課長（渡部 裕之君） 安達議員の御質問に改めてお答えいたしたいと思います。

基準給与年額ということでございますけれども、これが1,324万800円となります。これに6を掛けるということになりますので、7,814万8,800円、これがこの6を乗数6

を掛けた数字ということになります。したがって賠償責任、合計で1億ということになりますと免除される額が2,185万1,200円となりまして、負担すべき額7,814万8,800円ということになります。

○議長（小谷 博徳君） 7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） よく間違えるのが、給料と給与ってところで、あえて確認をさしてもらった、この「与」と「料」の違いで金額が大幅に違ってきますので、そこをもう一度確認の意味もしましたが、ちなみに、給与月額を教えてください。町長の給料月額。

○議長（小谷 博徳君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部 裕之君） 御指摘のように給与と給料額というのは違います。給料額で申し上げますと、町長の年額、月額が81万円でございますので年額といたしまして、972万円ということになります。これに基準の給与額として含めますものは、あと期末手当を含めることとなります。これが303万4,800円となりますので、合計いたしまして年額基準額が1,302万4,800円となるということでございます。

○議長（小谷 博徳君） 7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） これに6を掛けたのが7,800万余りということでありまして。ここまでは町長が賠償責任持つんだよってということであろうかと思いますが、言ってみればこの6が5でもいいし、7でもいいって部分になろうかと思うんですが、今回の条例制定は、先ほど言いました自治法改正があって、それを受けて各自治体でその金額を定めなさいってことがあるので、条例で定めるんだけど、ということは今期あるいは3月定例会で、どの自治体もこの条例案をつくっておるわけでありまして。そこを参考にちょっと見ますと、大抵の自治体がこの掛ける乗とする率は大抵6とか4、どの自治体も。それはそれで做えばいい話なんだけど、逆に片っ方は100億ぐらいの自治体でもこう。32億の自治体でも同じってというのは、逆に町長さんって大変だなって思ってあげたりして、もっとこれ4でもいいじゃないって、逆に思ったりするんですが、そこらはどういうあたりでこの6ってものを判断されたんでしょうか。

町長、自分のことだけん、副町長か総務課長に。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 議員さんからのお尋ねでございます。その横並びとかいうようなお話ではなくって、私の承知してる限りは、西部の町村会で総務課長レベルだと思いますけど、いろいろ検討していただいた結果、こういう数字になってるっていうふうに承知しております。ちょっと詳細につきましては総務課長のほうから補足答弁させます。

○議長（小谷 博徳君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部 裕之君） この条例を策定いたしますのに、基となりますのは、これは地方公務員法の改定によるものでございますけれども、そもそものところでは国家公務員の基準、こちらのほうの賠償請求の基準もあります。この地方自治法が改定されるのに当たりまして、この国家公務員等と比較をしたときに、これより下げることが許されないであろうという最低のレベルのものを基準とするということになってございますので、国と基準を合わせてるという考え方に基づいたものでございます。

○議長（小谷 博徳君） ほかにありませんか。

5番、松尾信孝議員。

○議員（5番 松尾 信孝君） 条例の内容につきまして、これ地方自治法の基の条文にもあるんですが、善意でかつ重大な過失がない場合という場合、普通、故意または重大な過失がない場合というのが普通だと思うんですけど、あえてこれが善意で、条例にもそういうふうに載っております。これが善意と書かれた意味について、もし、お分かりでしたら教えてください。

○議長（小谷 博徳君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部 裕之君） 確認させていただきたいと思いますので、しばし休憩をいただきたいと思います。

○議長（小谷 博徳君） そこが大事ですね。休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時26分再開

○議長（小谷 博徳君） 再開します。

渡部総務課長。

○総務課長（渡部 裕之君） 失礼いたします。松尾議員の御質問にお答えをいたします。

なぜ文言に善意という言葉が使われているかという御質問でございますけれども、これは条例を策定いたします根拠となりました地方自治法でございます。条番号で申し上げますと、243条の2ということでございます。この中に、善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額からというくだりがございます。この文言、そのまま引用したものでございます。

○議長（小谷 博徳君） ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小谷 博徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

5番、松尾信孝議員。

○議員（5番 松尾 信孝君） 私はこの条例に対して、反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほどの質問でもしましたが、まず、善意、非常にこれは曖昧な概念であります。よかれと思ってやったという一言で、これは全て片づいてしまうんじゃないかと、この条項が、ですからこういう曖昧な表現が含まれている条例は、私は反対いたします。

もう1点。やはり町長、副町長、そういう役職の方は、自分が行った行為に対しては、きちんと責任を取るんだという心構えで仕事をしていただきたい。だからこそ我々議会もそういうことが起こらないように、真剣になっていろいろ議論したり、討議したりしてるわけです。したがって、善意でかつ重大な過失がというような文言を含むことを含めて、このような免責等するというような条例については、私は反対いたします。

○議長（小谷 博徳君） 5番、松尾議員より反対討論がありました。

賛成の討論を求めます。ありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（小谷 博徳君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第2、議案第36号、日野町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定についての採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小谷 博徳君） 起立多数。よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第37号

○議長（小谷 博徳君） 日程第3、議案第37号、日野町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。

7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） さっきの36条でもお聞きしまして、給料月額というのが分かりましたが、あえてここでもう一度、100分の10はどういう額に当たるのかを、改めて町長、

副町長、お願いいたします。

○議長（小谷 博徳君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部 裕之君） ただいまの質問、町長について、あるいは副町長について、幾ら減額になるかという御質問かと思えます。町長につきまして、10分の10ということで、月額で申し上げますと8万1,000円の減額でございます。副町長、100分の5ということで、3万2,400円の減額でございます。

○議長（小谷 博徳君） 今、10分の10って言われらへんだったかいね、町長について。

○総務課長（渡部 裕之君） 訂正します。

○議長（小谷 博徳君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部 裕之君） 失礼します。10分の10と申し上げたようでございます。訂正をさせていただきます。町長100分の10の減額でございます。失礼しました。

○議長（小谷 博徳君） ほかにありませんか。

9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） 関連でお聞きしたいと思います。今回の条例は、住宅の使用料の精算、過少ということで、今回町長と副町長が責任持ちますが、当然関わった職員については、処分をされるのかどうなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（小谷 博徳君） 埜田町長。

○町長（埜田 淳一君） 今回の10年以上続いた町営住宅での料金徴収の過少っていうことにつきましては、お住まいであった皆様、そして町民の皆様には本当に御迷惑、そして御心配をおかけしましたということで、改めて本当におわび申し上げたいと思います。

今御質問ございました関係する職員、先ほども申しましたけど、10年以上の長きにわたるっていうことでございます。いろんな職員、たくさんの職員が関係しておりますし、また、いろいろ長きにわたってですので調べないといけない。そういったものを今、審査会そういったものを開催させていただいて、今審査、調べているところでございます。もう少し時間をいただきたいと思います。その結果が出ますので、またそれを御報告いたしたいと思います。

○議長（小谷 博徳君） ほかに質疑ありませんか。

5番、松尾信孝議員。

○議員（5番 松尾 信孝君） まず、町民の方にもう一度確認したいんですけど、この事件、つまり町営住宅使用料に対する過少請求、先ほど10年以上にわたって、現在、本来ならこれは幾らの損害額であったんでしょうか。一応確認させてください。

○議長（小谷 博徳君） 町民の方に確認したいいう……。

○議員（5番 松尾 信孝君） いやいや、知っていただくためにという意味です。

○議長（小谷 博徳君） 知っていただくために、分かりました。

埜田町長。

○町長（埜田 淳一君） 詳細は担当課長から申し上げたいと思いますけれども、今議会冒頭でも申し上げましたように、遡ることができる10年ぐらいで500万ちょっと超えたと思いますけれども、詳細は、分かるかな。細かい資料をちょっと持って来てないようですので、ちょっと持ってこさせますので休憩いただきたいと思います。

○議長（小谷 博徳君） それは私が言うこと。

即答はできませんね。細かい数字が分からない。

休憩します。

午前10時35分休憩

午前10時38分再開

○議長（小谷 博徳君） 再開します。

飛田建設水道課長。

○建設水道課長（飛田 朋伸君） お答えいたします。過少請求の金額ですけれども、510万4,111円でございます。

○議長（小谷 博徳君） ほかに質疑ありませんか。

5番、松尾信孝議員。

○議員（5番 松尾 信孝君） 過少請求額が510万強いうことで理解しました。

一方で、先ほどの同僚議員からの質問、併せてあれしますと、それに対して町長8万1,000円、副町長3万2,000円。お聞きしたいのは、500万以上の町の損害に対する賠償額、賠償という言い方はおかしいですが、それに対する減額としてバランスが取れてないような気はするんですが、まず、なぜこの500万を請求しないという判断をされたのか、そこについてもう一度きちんと御説明ください。

○議長（小谷 博徳君） 埜田町長。

○町長（埜田 淳一君） 今回御提案させていただきました私と副町長の給与減額については、この案件の、どういうんですか、町長として、それから副町長としてのけじめっていうことで御理解いただきたいと思います。そして、どういうんですか、約510万について過去に遡って請求

なぜしなかったかっていうことにつきましては、これは町が毎年入居者の収入等に基づき、使用料を決定して通知している、そういった制度の中でございます。入居いただいている皆様には一切の手續の不備や責任もございません。また、町営住宅、社会福祉の増進に寄与するという公営住宅の趣旨、目的から鑑みて、生活を圧迫することは避けなければならないと考えて請求をしないことと判断いたしました。以上でございます。

○議長（小谷 博徳君） 松尾議員。

○議員（5番 松尾 信孝君） 3回しか質問できないということですので、あえて最後の質問のところに入りますが、この間ずっと大多数の町営住宅入居者は、規定どおりの入居料を払ってこられました。その方にももちろん事務の手違いが原因とはいえ、そういう方々との公平感、不公平感については、どのようにお考えなのでしょうか。

○議長（小谷 博徳君） 質問の意味が分かるかいな。誰が答える。飛田課長。

埜田町長。

○町長（埜田 淳一君） 今ちょっとうろろうとしたのは、それぞれ町営住宅の算定料っていうのが違うわけございまして、どういうふうにお答えしていいのか、ちょっと、うんと思ってしまいました。違うっていうことは当然あると思います。

何か補足あるの。

○議員（7番 安達 幸博君） 町長がやっぱ答えてやらんと。

○議員（5番 松尾 信孝君） 規定どおりに払った人とそうでない人と公平感についてどういうふうに思うかって聞いているわけです。

○町長（埜田 淳一君） 住宅の種類において、本当に算定料が違うんで、その違いはあるっていうことは、まず御認識いただきたいと思いますし、規定のとおり、どういうんですか、こちらから納通、納通っていう言い方はいけませんか、納付通知書を送った、それについてはそれぞれ皆さんが払っていただいているということでございますので、その点においては基は違うっていうのは確かにありますけども、不公平感は、どういうんですか、結果としてはあったのかなと思います。そこはおわびしたいと思います。

○議長（小谷 博徳君） ほかにありませんか。

6番、中原信男議員。

○議員（6番 中原 信男君） 町長、質疑に対して明確に全協でも説明したような説明をきちっと本会議でやるという姿勢を見せていただきたい。というのは、何でこれがこういう事態に至ったかという経緯を、住宅法の改正に伴って平成16年か何かに、そこからが始まりですから、そ

こから始まって、何人かの職員が携わってきたと、そこにおいて計算のやり方が変わったのを把握できずにこういう事態を招いたと、そういうことを我々は聞いて個々に判断するわけです。全く説明が、全協であれまで言って説明しておるんだから、町民の皆様にも分かるように、経緯を事細かく説明していただいたら、どこに問題があって、どうだって、今後の課題はこうだということをおっしゃられたら、明確に分かるんですよ。繰り返しますよ。もう一回言います。質疑されたことに対して明確に答弁していただきたい。平成16年にこういうことが、国からの住宅法の改正があったと、その流れが把握できてなかったということを、我々に言ったことをこの場で正式に言えばいいんですよ。お願いしますよ、その辺をしっかりと。

○議長（小谷 博徳君） 6番議員。質問じゃないですね、今のは。

○議員（6番 中原 信男君） 質問ではないけど、議長、はい。それを議長、明確に言えということですよ。

○議長（小谷 博徳君） いや、そこをはっきり言っていただかないと議長は……。

○議員（6番 中原 信男君） それは理解してもらわんといけんでしょう。はっきり。ある意味。

○議長（小谷 博徳君） いや、そこを聞きたいっていうふうに締めていただきたいと思う。

○議員（6番 中原 信男君） じゃあ、はっきり言います、いいですか。

そういうことをはっきり言っていただければ、ここまでややこしい議論にはならんということをお願いしたい。だから明確に言ってほしい。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 失礼しました。今回のこの過少申告っていう結果に至った経過でございます。平成16年に公営住宅法制度が改正されました。住宅使用料につきましては、民間住宅の動向を見て、いろんな係数を掛けて使用料を出すっていう、そういう手法でございます。その係数について、経過措置っていうようなことも国交省さんの通達文書の中に記載ございました。2年間ぐらいの経過措置の間は今の数値と同じようなものでいいよ、ただ、だんだん見直していかないといけませんよっていうようなことがあったんですけど、毎年毎年計算をして、毎年毎年チェックしながらその係数をどういう係数にするかっていうのをしないといけない。そういった手続を取りなさいっていうのが、通達であったと思いますけれども、私の今審査会にかけておりますけれども、その審査の状況においては、そういうことができていなかった。そういったことで、結果、従前の係数を使っていたがために、家賃がどんどんどんどん下がってしまったというようなことで、結局過少請求をしてたっていうふうなことで、過去11年に遡って、文書の保存期間が10年でございますので、それを遡ったら約510万円の過少申告に至ったっていうことでご

ざいます。大変申し訳なかったと思います。

○議長（小谷 博徳君） ほかにありませんか。

7番、安達議員。

○議員（7番 安達 幸博君） 改めて同僚議員から経過っていうのを説明を求められたのは、基本的に今回の特例条例が出たのは、何か町長がやったのっていうしか町民には映らないわけでありまして。いわゆる先ほどの経過っていうのは、全協では説明がありましたけど、本会議にはかかってない以上、町民の方はほとんど分かっていらっしゃらないから、大変経過をこの場でするのはよかったと思います。

もう一つは、514万という大きなお金を、じゃ議会は認めたんかっていうところが、これを聞いておられる町民の方は、不思議がられると思います。仮にこれが議決事項であれば、当然今の経過がこの本会議にかけられて、あるどっかの定例会、あるいは臨時会で当然議論をされたんですけども、これは議決事項に当たらないっていう執行部の主張があって、議員はそれおかしいでしょって言いながら今日まで来とる。改めてこれは議会の議決事項ではないというところを、これ総務課長が詳しいと思う。総務課長に改めて、これは議会の事項ではないので、いうところを説明を求めたい。

○議長（小谷 博徳君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部 裕之君） このたびの事例で申し上げますと、平成17年度からの誤りということでございます。このたびの措置といたしましては、年度を遡って改めて使用料の付加の仕直しということはしておりません。仮にこれを一旦付加をさせていただいて、改めてそれを免除させていただくという手続を取ろうと思っておりますと、その際には権利の放棄という手続を取ることになるかと思っておりますけれども、このたびにつきましては、町といたしましては、改めて付加することなく、今後の使用料について、正しい金額で請求させていただきたいということで、付加をさせていただきましたので、遡った部分につきましては、権利の放棄といったような手続には当たらないというふうに理解をしております。

○議長（小谷 博徳君） だから議会の議決事項でないっていう……。

渡部総務課長。

○総務課長（渡部 裕之君） 先ほど申し上げましたように、権利の放棄という手続は不要だというふうに判断をしておりますので、議会の議決事項には当たらないというふうに考えます。

○議長（小谷 博徳君） ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小谷 博徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

5番、松尾信孝議員。

○議員（5番 松尾 信孝君） 私は、本議案に反対の立場で討論をいたします。

先ほど総務課長、説明がありました付加をしない、したがって議会の議決事項でないと、これは私は本当は間違っていると思います。地方自治法の施行令154条、これはお分かりと思いますが、これは地方自治体の債権については調定をして通知をして、それで徴収するんだと。前提はそういうものってのは、本来持つてる債権っていうのはあるんですよ。そういう意味でまずこれは議会に諮らないで債権の放棄をしたというところで、私は重大な問題があると思います。なぜなら、もう一つ言います。だったら担当者もしくは、町が故意に付加をしないと、善意でもしくは、先ほどの議論もありましたけど、故意もしくは、うっかり付加をしなかった、そうすればそれはそのままもう徴収しないことになってしまうんです。議会にも諮らないで。そういうことをやっぱり地方自治法の本質というものは、そういうことを起こらないようにするために、いろいろと出来上がっているっていうことを考えていただきたい。

もう一つ、全協に諮られたのは3月のまだ終わる前でした。つまり年度が替わる前に本件については、既にもう放棄しますというような提案がされました。これは私はやっぱり重大な過失だと思います。年度がまだ終わらない以上は、4月に遡って請求するということもできたはずだと思います。

したがって私は、この町長、副町長の報酬を減額するというようなことで、本件については終わらせるというわけにもいかないという意味からもしまして、反対をいたします。

○議長（小谷 博徳君） 反対討論がありました。賛成の討論を求めます。

〔賛成討論なし〕

○議長（小谷 博徳君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第3、議案第37号、日野町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定についての採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小谷 博徳君） 起立多数。よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第38号

○議長（小谷 博徳君） 日程第4、議案第38号、日野町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小谷 博徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（小谷 博徳君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第4、議案第38号、日野町税条例等の一部改正についての採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小谷 博徳君） 起立多数。よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第39号

○議長（小谷 博徳君） 日程第5、議案第39号、令和2年度日野町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。

最初に、予算書、歳入全般であります。8ページから9ページまでの質疑を行います。

7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） 8ページ、土木費補助金について伺います。当初予算で社会資本整備総合交付金2,530万8,000円が上程されておったけれども、今回それが見込めなくなったので、交付金という補助金でなくて、事業を進めるには借入れを起こして事業をしたいという財源振替の提案であります。そもそも当初予算で上程したのが、僅か3か月ほどでこのようなことになるってところの見通しの件と、それから私がこの理由を聞いてからでないとは多分この判断はできないと思うんですが、御承知のようにコロナ対策でかなりの国は財政出動をいたしました。そういうことを鑑みると、今後こういった交付金というものが、ずっと押さえられてくる可能性っていうのを心配するわけです。そこをどのように把握、あるいは見通されてるかも含めて、町長、どう思われてるかお願いいたします。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 社会整備交付金、国のいわゆる交付金とか補助金の流れっていうことでございます。国交省さん分につきましては、国土の防災強靱化計画3か年ってというような中で、少し伸びてきてるのではないかなと思いましたがけれども、分野が防災、減災の分、非常にそちらのほうにたくさんつく。従前の道路改良とかそういう部分はちょっと手薄かなってというような率直の感じを持っております。そして将来に向かって、やはりコロナ関係で本当にそちらの対策第一なんですけれども、将来に向かっては、やはり財源であったり、規定の補助金とか交付金のほうに何らかの影響があるのかな。出ないようにっていうようなことは願っておりますけれども、ちょっと心配はしております。概括は私はそういうふうに思っておりますけれども、もっと詳細な情報があるようでしたら補足させます。担当課長から。

○議長（小谷 博徳君） 飛田建設水道課長。

○建設水道課長（飛田 朋伸君） お答えいたします。当初予算で要求しておりましたものが、3か月で大きく減額になったということでございますが、当初では補助率59%ということで要求をしておりました。その時点では、どの程度交付金が配分されるのかっていうのが未定でございました。4月の下旬になりまして、今年の配分が参りましたので、足りない分につきましては起債で対応するというふうな対応をさせていただき、6月補正で計上させていただきました。以上です。

○議長（小谷 博徳君） 見通しいう部分は、次でいいですか。これを受けて。

ほかにありませんか。いいですか。

3番、山形克彦議員。

○議員（3番 山形 克彦君） 今の答弁に関連してですけども、本来なら、そういう見通しが立たんような財源を計上するでなくて、例えば、過疎債を活用しとくと、決定した時点でそちらのほうに乗り換えるという手法でないと、さも、その交付金が認められて事業が執行されるという見せかけで物事を進められるということは、非常に危険性があると思うんですよね。だから予算計上に問題があるように思いますけども、町長、そういうことは思われませんか。いかがですか。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 事業を執行する上で、より有利な財源確保をするっていうことをいろいろ頭を悩ます部分もでございます。結果的に補助金であったり、交付金の配分が少なくなったっていうこと、経験則として、やはり、どういうんですか、しっかり頭の中に刻まないといけないと思います。ただ、そういう中で、いろんな事業なんですけれども、だからといって積極性を欠く

ってというようなことにならないようにもこれはしないといけない。そのように思っております。
議員の御指摘、ありがとうございます。十分今後に生かしていきたいと思えます。

○議長（小谷 博徳君） 3番、山形克彦議員。

○議員（3番 山形 克彦君） 町長、私が申し上げましたのは、事業をするなどということではないんですよ。事業をされるのはいいんですよ。要するに町民の皆さんの福祉の向上にされることは大いに結構なんですけども、そこらの財源を誤れば、後々影響が出てくるんですよ。だからそういうことがないように慎重にしてくださいねということをお願いしたいわけです。答弁は結構ですけども、そういうことを念頭に据えて事業を執行をされてはというように思えます。

○議長（小谷 博徳君） ほかにありませんか。

次に、歳出の10ページの議会費から14ページ中段、衛生費までの質疑を行います。よろしいですか。

7番、安達議員。

○議員（7番 安達 幸博君） 11ページ、負補交で双葉寮の負担金が載っております。これは従来、双葉寮に入居されることによって、食事等が出てくるということで、賄いさんの手当であるとかいうのを従来からやっておりますが、だんだんと金額が多くなってるというのは、多分入居者が当時1名2名だったのが、今、数名になったと思えますので、この双葉寮、改めて何に追加をするのか、今双葉寮はこういう状態でおるということも含めて、それはなぜ県立のことを日野町がやるのかも含めて答弁をお願いします。

○議長（小谷 博徳君） 埜田町長。

○町長（埜田 淳一君） 双葉寮の関係で日野高校の魅力向上事業っていう事業スキームの中で、追加補正予算をお願いしてるところであります。日野郡にある本当に高校、この高校を何とか魅力化して次の世代までつなげていきたい。そういう思いの中で、県外の寮生であったり、遠距離の学生さんに寮に入ってもらって、一生懸命勉強していただく、そういう環境を整える。日野高校の所在町村として十分な責任を果たしていきたい、そういうような思いでございます。

増えました要因としましては、実態として昨年まで入寮者が5名でございました。6月1日現在で、この入寮者数が5名から14名になりました。当初予算でも5名の人数を10名ぐらいっていうことで見越しておりましたけれども、14名になったということで不足しますので、その補正も合わせてお願いしております。補正の内容につきまして、詳しいことは担当課長のほうから説明させます。

○議長（小谷 博徳君） 荒木企画政策課長。

○企画政策課長（荒木 憲男君） 先ほど町長が申しました以外、今年度14名中11名は県内の方、3名は県外の方でして、県外の方、埼玉、愛知、愛媛県から来られております。土日も帰ることができないということで、土日の分も寮費、県外の方は1万円余分で3万7,000円かかるようにしております。そちらのほうも含めて見させていただくようにということで、今回上げさせていただいております。以上です。

○議長（小谷 博徳君） ほかにありませんか。

7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） 続けて質問いたします。先ほど町長の答弁で、地元にある高校ということで支援は必要だということでありました。私もそれは当然でありますし、特に中学を卒業して高等教育っていう場面が地元にある、日野郡にあるということは、やっぱり教育行政としても大事なところだと思います。ということで日野高校を残さないけんっていう運動は3町を挙げてしましようということで、日野高校魅力化事業を3町でやろうということで、知事とも協定を結んでいらっしゃる。ということになりますと、今回の予算っていうのは、地元にあるから当然、先ほど言いました、地元にあるから残ってもらわんといけない。もちろん経済の効果もかなりあると思います。そういうことをすれば当然、私は支援としては、いいなと思うんですが、先ほど言いました3町で魅力化をやろうでっていうっていうことは、この双葉寮も3町で負担をしゃっこしてやっていますか。あるいは、先ほど言われた、地元だから特に日野町は力入れてる分だということなのか、そこをもう一度言われると同時に地元であれば、これ以上にまんだまんだ日野町単独でも支援をしていくっていう姿勢なのか、そこを改めてお聞きします。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 議員さん御案内のように、日野高校の魅力化につきましては日野郡3町、日南、江府、日野町、3町が強力にサポートっていうんですか、取り組むっていうことをさせていただいております。それは一つは魅力化の中ではいろんなことを考える中で、今、実態としてはふるさと教育っていうことで3町が協力し合って、山村開発センターに今、そういう縁側塾っていうのを開いておりますけれども、そういうことをさせていただいております。

一方で、双葉寮の関係でございます。やはり、私は双葉寮、ここに県外から、先ほど言いましたように、県内遠隔のところからおいでいただいて日野町で生活していただく。日野町で生活していただいて日野高校に通っていただく。そういった面につきましては日野町、3町の中でもしっかり汗をかかないといけない部分だと思っておりますので、また入寮生がどんどん増えることも恐らくあるかと思っております。その辺につきましては日野町、力いっぱい支援していかないとい

けない、そのように認識しております。

○議長（小谷 博徳君） 町長、今後の考え方いう……。

○町長（埜田 淳一君） 3町のスクラムを組んだこともやっておりますし、事双葉寮につきましては、日野町がしっかり汗をかいていく。恐らく人数も増えてくると思いますので、できる支援、いろんなことあるかもしれません、取り組んでまいりたい、そのように思います。（「単独ですね」と呼ぶ者あり）単独ですね。（「満杯になっても」と呼ぶ者あり）満杯になるといいですが。

○議長（小谷 博徳君） ほかにありませんか。

2番、梅林敏彦議員。

○議員（2番 梅林 敏彦君） 双葉寮に関してなんですけれども、入寮寮費を全額町が負担するというので来年度からもっともっと増えてほしいと思ってるんですが、今年度の3名の県外からの入学者、それは日野高校の何に魅力を感じて、こちらを選んだのか教えていただきたいのですが。

○議長（小谷 博徳君） 埜田町長。

○町長（埜田 淳一君） 昨年、県外への生徒さん募集っていうことで、日野高校であったり、それから町の担当者、出かけていかせていただきました。そのときには日野高校の魅力と併せて町の魅力も、そして日野郡の魅力もお伝えしたところですよ。御質問の中で日野高校の魅力の中にはクラブ活動であったりがございます。自然環境のいいところに立地してる学校ですよっていうよりも、その部分もありますけれども、クラブ活動、具体的には射撃部っていうんですか、ビームライフル、それから郷土芸能部、それからコースとしたらアグリコースとか、そういういろんなものがある、総合学科であるっていうようなこともいろいろPRさせていただいた。その結果、3名、全員がそうであるとは私はちょっとそこまで校長さんからは聞いてないんですけれども、やはりビームライフルをやってみたいということで、中国地方でもあと1校広島の方にあるそうですけれども、そういったこと。さらにはオリンピックの候補選手、今候補選手になっておられる中口さんの出身高校であるっていうこともやはり大きな、どういうんですか、指導者のしっかりした方がおられる、そういったものも魅力になったんじゃないかなと思っています。ちょっと長くなってしまいましたけども。

○議長（小谷 博徳君） ほかにありませんか。

次に、14ページ、中段、農林水産業費から18ページ、教育費までの質疑を行います。

9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） 18ページの菅福文化伝承館管理費備品購入の108万について

お尋ねしたいと思います。説明では機械がもう古くなったので更新したいと。豆腐を一日300丁生産するために今回備品を購入するというふうに説明でありましたが、今まであった備品については、これは町の備品ですか。

○議長（小谷 博徳君） 誰が答えてくれる。

砂流教育課長。

○教育課長（砂流 誠吾君） 備品に……。

○議長（小谷 博徳君） 灯がつかんね。

○教育課長（砂流 誠吾君） 失礼しました。備品についてお答えをいたします。平成14年に菅福食文化伝承館のほうを新築というか、整備させていただいたときに、併せて備品購入のほうもさせていただいておりますので、そのときに整備した備品につきましては町の備品というふうになっております。以上です。

○議長（小谷 博徳君） 9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） その件につきましては、今、課長のほうから説明がありましたように、これは小学校統合の折に関わった問題であって、小学校の跡地を地域の活性化のために使いたいという地元からの要望で、これは備品ということで整備いたしました。そのときからの条件は、備品として最初は購入していただくが後については地元で負担するという約束の下で今までできておりましたけど、今回、こういうことで備品購入を町の購入として出されたのは、どういう意図あいでお出されたのかお聞きしたいと思います。

○議長（小谷 博徳君） 埜田町長。

○町長（埜田 淳一君） 今、議員さんが菅福、あそこの施設のことについて、平成14年ぐらいですか、そういうことだったよってというようなお話がありました。平成14年から今、令和の2年になっております。随分時間がたっております。その間にはいろいろ、やはりどういふんですか、指定管理制度ってというようなやり方もあったと思いますし、委託ってというようなそういう時代もあったと思います。やはりその折々で当事者同士がよりよい運営よりよい施設管理、そういったことについて知恵を出し合って、約束事を決めていく、そういった中で平成29年に協定をさらに再度締結しております。そういった中で、備品の取扱い、施設の取扱い、そういったことがまた定められた、位置づけられた。当初とは随分変わってきているかもしれませんが。そういう経過がある中で今回、先ほど担当課長も説明しましたけども、備品であるっていうことは指定管理の中では最終的には所有は町にあるわけですので、その改修改善ということですので、町が責任を持たないといけない、そのように存じております。

○議長（小谷 博徳君） ほかにありませんか。

7番、安達議員。

○議員（7番 安達 幸博君） 1点確認も含めてですが、先ほどの絞り器なるものは平成14年の当初に購入したものが、今、何年たつた、18年間使ったものが劣化をしてるってことでの更新という解釈をしといたらいいのが1点と、それからそもそも私がこの予算計上があつて驚いたのは、108万円のもの、町が整備しますというこの案であります。なぜ驚くかという、先ほどから町長の答弁のように平成14年に合併の条件というので、このままでは地域が廃れるので活性化をしたいという地元の人の要望があつて造った。造ったけれども、これっきりですよっていうことをきちんと押さえながら造った。それで毎年更新が2年なり3年なり、あるいは5年なり、今は10年になつとるけども、指定管理がですね、そのたんに指定管理を結んでから、細かい協定書を結んで運営を行ってきた。それで平成29年までの協定書は何通かありますよ、6つか7つ。協定書が結ばれておりますけれども、その都度あえてもう備品とか整備は地元でやってくださいよっていうことが明記をしてあるにもかかわらず、この29年になったら急にそういう整備は町と協議をしてやりましょうっていう、ここの文言が変わってきておつた。これは議会が全く知らなかった。初めて出て、何でそういうことが、地元で整備するようになっておるはずなのに何で出てくるだということになったときに、いやいや協定書がありますと。その協定書なるものを見たら、29年にあえて今までは特記しておつた地元で整備をしてくださいよっていうものが、町と協議をしましょうということになった。まず、そりゃ劣化、今、15年もしておれば、当然使う人から見れば、新しくみんなしてもらわんと困るわとか、今までもつとるのが不思議だわっていうのは当然あるんだけども、当初の仕組みから考えたら、ここを変えるっていうのはおかしいっていうのがまず私が20年の議員生活をしとって思う。そこが疑問で、まずそこをなぜ変えたのか。そして、よしんば変えて、全部整備をしますとは書いてない。町と協議の上決めますという、この協議は誰として、どういう内容だったかも含めてちょっと教えてほしいと思います。

○議長（小谷 博徳君） 砂流課長。

○教育課長（砂流 誠吾君） 先ほど御質問いただきました、まず1点目につきまして私のほうから回答させていただきたいというふうに思います。

今回、工事請負費で上げさせていただいております豆腐圧搾機につきましては、平成14年当時に新築と併せて整備をしたものでございます。以上です。（「町長の判の協定書だに、町長答えんと大変なものでしょ」と呼ぶ者あり）

○議長（小谷 博徳君） 協議は誰としたかという部分ですね。（「何で変わったのかと、変わった部分を誰としたのか」と呼ぶ者あり）

埒田町長。

○町長（埒田 淳一君） なぜ変わったかっていうのと、今回の協議を誰としたかっていう2点でよろしいですね。

なぜ変わったかということでございます。町が指定管理に出している施設っていうのはこの施設以外にも何個かございます。そういった中で実態をいろいろ聞いてみますと、備品の修繕とかそういうものについてはたしか協議をするっていうふうになってきつつある。要は時代の推移っていったらちょっと語弊があるかもしれませんが、非常に曖昧な部分があったっていうのもございます。それと指定管理の中で、修繕料とかそういうようなものを計上せずっていうようなそういう技術的なこともあったと思います。そういった中で、実態として私の頭に残っているのは、最初の御質問でもお答えしたと思いますけども、こういう備品等につままして最終的な所有は指定管理を出した町にある。帰属は町に帰属するっていうことですので、町なんだねって思っております。ただ、やはり日々の使用の中でのいわゆる故障とか修繕、そういったものもある。その辺をどういうふうにするのかっていうようなことも、これは議論していかないといけない。そういったことがあるので、お互いに協議しましょうっていうことで、順次変えさせていただいたと思います、29年あたりからですね。そして、誰と協議したかという、菅福元気邑の会長さんです。（「と、誰と、立ち会ったのは誰と」と呼ぶ者あり）教育委員会です。（「教育委員会」と呼ぶ者あり）はい。（「町長は立ち会っていますか」と呼ぶ者あり）私も立ち会いました。

○議長（小谷 博徳君） ほかに。

7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） 引き続きこの案件で質問いたします。先ほど29年に変えたっていう理由が、時代が流れたっていう、ただそれだけで答えになっていないと私は思います。特に、そういう流れから言えば、当初は指定管理もなければ、地域のために、地域おこしのために造った施設なので、町民が誰でも使えますよということになっただけです。町民が申し込めば、今でも申し込めば使えますよと基本的にはなってるけど、実質でいえば使えない。それはなぜならば、こうやって地域おこしのためにおこわでも作った、餅でも作ったけども、対外的には売って出れない。せいぜい日野町のイベントで売る程度しか、やっぱり保健所の許可という部分が大きな壁になって、売れないということがだんだんとなって、これじゃあ我々もどんどんやっていくには、もっともっと売るにはどうしたらいいかねっていうことで、保健所の許可を取った。保

健所の許可を取ったために、不特定多数は受け入れることは流れるには残っておるけれども、実質的には不可能ですよ。管理者からしてみれば、我々のところを使ってその後どんな掃除も分からない、もし万が一があったときには我々に責任が当然起こってくるというのは、彼らが言ったかどうか分かりませんが当然考えられること。そうすると、誰でも使えない施設になったということは、営業の施設であるんです。ここで営業をきちんとして、自分たちでそこから、逆に言えば時代の流れは逆にもっともっと自分たちのことは自分たちでもうけて利益を上げてペイをしていきなさいよということにつながっていくんです。逆なんですよ、考えが。商売をしている者に100%補助なんてあり得ませんよ。自分たちでこれを活用して、ある程度の収益を出さないというので、補助はありますよ、いろんな農業をするにしても何をするにしても、1,000万円近いコンバインですかいったら、半分補助とかね。そういう流れの中にあるにもかかわらず、営業の団体であるにもかかわらず、100%の補助をしていくっていうのは時代が流れたからこそできないことなんですよ、町長。そこをあえてもう一度説明を求めたいと思うんですが、それで私はそういうことが不思議に思ったから、営業活動でこの団体さんは本当に大きな赤字を出して頑張っているんですかっていうのを疑問に思ったから、当然町にも毎年一遍その報告書には収益も報告があるから、それも併せて資料請求をしました。ただ、それは赤字じゃないんですよ、頑張っているから。収益もあるし、地域には賃金として300万から皆さんが持って帰っている。これはもう立派な営業ですよ。とすれば、こういったものも自分たちで半分は賄うから半分だけ出してよっていうようなことが筋ではないかなと思うんです。もう一步譲って、豆腐を作るのに、日野町でできた大豆で豆腐を作りますから、これは農業振興ですよっていう観点があるとしたら、はいじゃあ、4分の3まで上げましょうとかね、補助率を。そういうことだと思うんですよ。でも、さきに一般質問を、昨日かおとついな、したときに、私は農業生産、どれぐらい農業額がありますかって自分なりに見たところ、大豆なんか数値にも上がらないんですよ。多分、本当に何千円、何千円とはいいいませんね。本当に収穫をそれぞれして、地元でみそを作っている程度の大豆しか実際にはないんじゃないかなと思うんです。だから、整備をするけれども、大豆をみんなで作ってやりましょうとかね、そういう農業振興にもしていかないと、地域振興にならないでしょう。今、大きく2つのこと言いましたので、町長、改めて答弁をお願いします。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 何点か、この菅福元気邑文化伝承館の関係で御質問いただきました。まず、占用的な利用に偏っているんじゃないかっていうようなお話でございますけれども、決算報

告書、利用料も計上してありますし、ここが占用されてるっていうわけじゃなくって、利用したいという申込みがあれば受け付けていただいているって、そういう実態があるってことを御承知おきいただきたいと思います。あわせて恐らく御質問の中でちょっとあったんですけれども、物を売るっていうようなことでございます、食品衛生法の関係もあったんですけど、なかったですね。(発言する者あり)

○議長(小谷 博徳君) 町長、今の質問は利益が出ておるので、半分出すから半分町が出してよというようなことはできるのかということと、町の大豆、農業振興につながっとらんじゃないかと、ここを何とかならんかという、この2点だったと思います。

○町長(埜田 淳一君) 農業振興、食文化の伝承を通じて地産地消っていうんですか、そういうのも進めるべきじゃないか、そういう取組がしてないんじゃないかっていうことでございますけれども、この事業体っていうか、ここにおいてはお餅を作られたり、さらにみそも作られたり、お豆腐だけじゃなくって。それを原材料を地元から求められてるっていうふうに承知しておりますので、足りない部分もあるかもしれませんが、地域の農業生産、農業従事者の意欲向上にも貢献していただいている、そのように認識しております。

あわせて、もうかってるじゃないかとか、そういうような議論もございますけれども、私はこれは非営利団体のように思います。株式会社であったり、そういった会社のように利益をまた分配しましょうっていうようなそういうようなのではなくって、かかった労力に対して対価を出してると。それで少し余裕が、余裕っていうか、収益差があってプラスになることもあるマイナスになることもあるっていうような状況でございます。

それとそういった中で利益がある程度出るっていうことであれば、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、その施設設備を使って、使うことによって小さな修繕とか大きな修繕もあるかもしれませんが、いろいろなものがございます。その部分の協議して大きなもの、備品の能力を全くなくしてしまうというか、そういうようなものであれば、備品の管理者である町でやりましょう、大きな金額。備品の、例えば部品の取替えのようなもの、例がちょっといいか分かりませんが、一定の金額以下になるっていうようなものであれば、それは日々使っておられる方で、使っておられる方のほうで御負担いただく、そういうのが、どういうんですか、協議の基になるというふうに感じております。(「ちょっともっと、質問じゃないけど」と呼ぶ者あり)

○議長(小谷 博徳君) あと1問ありますから。

7番、安達幸博議員。

○議員(7番 安達 幸博君) そりゃ、さっきのやった少額だどうだこうだというのは、大夢多夢

も同じように、こりゃ農業振興のためにできた同じような施設ですよ、ここには何て書いてあるか、町長御存じですか。10万円以上のものについては協議しましょうっていうことですよ。今回はたまたま108万だから、その条項があっても当てはまるかもしれんけども、やっぱり設備投資については慎重に構えておるわけですよ、大夢多夢のこの農業振興の施設にも。やっぱりそこは大夢多夢が使用してるけど、委託先は農協、JA西部農協に委託をして、西部農協があえて日野町の女性部に貸してもいいですよっていう条項書いてあるけども、設備については金額まで書いてある。こういう実態の中で、こっちは無条件なわけですよ。それはやっぱりどういう協議がなされて、どういうこれからそれを使つての振興っていう分は当然町長把握しておかないと安易にこういう予算計上できないじゃないかなと思つての指摘ですよ。逆に頑張っている人に失礼なことになる。もう一度そのところきちっと押さえた答弁をお願いしますという点と、大豆の地元でできたものを使っていると承知しておりますってさっきおっしゃったけど、これ、本当ですか。振興課長でもいいですよ。どれだけ大豆が作つてあつて、どれだけみそに加工されてる、豆腐に加工されてるってありますか。金額は昨日、私も調べたけど出てこない、トン数も出てこないほど脆弱なんですよ、実態は。だけど、把握は違ふとおっしゃるなら、そこをあえて言つてください、町長。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 一つ目は大豆の関係でございますけれども、ちょっと金額とか量とかは承知しておりませんので、私がちょっとはしょつて使つておられるっていうふうになつてしまったのが、ひょつとしたら誤解かもしれません。使う意欲は持つておられると思います。それと……（発言する者あり）把握してないので、じゃあその部分は訂正しましょう。

それと協定でございますけれども、2年に1回見直させていただいているようでございます。私は協議のときに一つ頭の中にあつたのは、町のルールとしていろんな、事指定管理の中で、こちらはこういう扱い、こちらはこういう扱いっていうのはなかなか分かりにくいです。分かりにくいから一つのルールに統一したほうがいいよねっていうふうな思いを持ちましたので、そういう思いでお話しつていうか、協議をさせていただきました。したがつて、私の頭の中には10万円以下、要は少額のものには指定管理を受けられた方で、それ以上のは町のほうでっていうのが基本原則になるっていうふうには私は今考えておりますし、そうしてまいりたいと思います。

○議長（小谷 博徳君） ほかに。

9番……（「大豆は誤解だったけど実際は何ぼあるの、誤解じゃいけん、認識の違い、知りませんでしたつて、農業振興つていったら、使つとるけえ大丈夫ですつていうんだつたら、それがな

いということになれば、農業振興じゃないっていうことになるんよ」と呼ぶ者あり) ここで納めていただきたい。(「いやいや、把握しとらならちゃんと答えて、担当課」と呼ぶ者あり) 担当課、日野町の大豆生産……。

角井産業振興課長。

○産業振興課長(角井 学君) 去年の大豆生産量については把握しておりません。具体的な数字はということでは申し上げられないということでございます。以上でございます。(「それだけ脆弱だということだね」と呼ぶ者あり)

○議長(小谷 博徳君) 9番、竹永明文議員。

○議員(9番 竹永 明文君) 関連で質問したいと思います。今のこの菅福伝承館の皆さんは努力しておられるというのは私もよく分かります。ただ問題なのは、今回は補助金じゃなくて、備品としてここを計上しておるわけですよ、備品。それについて質問をして今論をしとるわけですけど、この備品については当初の備品ってもう莫大、何千万もするような機械が全部入ってます。今回、これをやると、次々壊れたときに、じゃあ町が話合いの下でこれ、備品全部町が備品として買って購入されるわけですか、それだけ1点答弁ください。

○議長(小谷 博徳君) 埜田町長。

○町長(埜田 淳一君) 議員さんおっしゃられる観点を私も持ってます。あるものが壊れたからじゃあ、自動更新かと。どういう、あるものが今どういう効果を出して、将来どういうことをしていきたいのか、それがその指定管理施設の目的、それを達成するためにどういう役割を果たしているか、やっぱりそういうことを議論しないと、ありますから自動的に更新しますよって、そういう考えで予算を査定させてはいただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(小谷 博徳君) 9番、竹永明文議員。

○議員(9番 竹永 明文君) 一般質問じゃないですから、そこまで言いたくはないですけど、今回は備品購入ですよ。備品購入というのは、この施設にある備品は町のもんでしょう。今回やったら、次も購入するということですよ、普通考えたら。町長の今の答弁はおかしいですよ。私はこれは備品として今回購入したと、補助金じゃありませんので、備品として購入して、あとある備品も今回のように同じようにされるんですかっていうことを私は聞いてる、それだけ答えてください。

○議長(小谷 博徳君) 埜田町長。

○町長(埜田 淳一君) この施設は食の文化の伝承、そういったことを第一目的にしてるっていうふうには承知しております。そこで今回の備品について、要は地域に根差した、そして地域

の歴史をつなぐ、そういったものを生産されている設備でございますので……（「備品を購入するかしないかって聞いておるのに」と呼ぶ者あり）必要だっというふうに判断いたしました。

○議長（小谷 博徳君） ほかにありませんか。

3番、山形克彦議員。

○議員（3番 山形 克彦君） 16ページの土木費、住宅建設費についてお尋ねしますが、このたびが4度目になると思いますが、若者向け住宅の建設場所、見通しがついたということで土地購入費、このたび522万円の予算が計上されていますが、建設用地は一昨年から二転三転し、昨年の9月の補正予算では建築場所に問題があったということから、議員発議によって予算修正が可決され、この予算が執行不可ということになりましたが、このたび再度提案をされましたので、その経緯とてんまつについてお尋ねをしたいと思います。

まず、若者向け住宅の建設用地を取得するために、過去に例がないと思いますけども、公募という手法で用地取得をされましたが、公募の条件を見る限り、競争の原理など働く内容となっていないと思いますが、どういった意味があつて何のために公募という手法を取られたのかをお尋ねします。

それから次に、場所の決定についてですが、公募によって7か所の地権者の方から応募があつたようですが、用地、いわゆる場所の決定については、資料では建設用地選考会と称して、副町長以下数名の職員で選考され、一見、公平性が保たれているように見えますが、考えようによっては身内の集まりで物事が決められているようにも受け取れる、このように思います。この選考方法についてですけども、透明性あるいは公平性が欠けているというように思われますが、この点についてのお考え方をお尋ねします。

それから次に、てんまつについてお尋ねしたいと思いますけども、結果として7名ありましたので、1名ということになれば、6か所の地権者の皆さんは不採用ということになりますが、少なくとも応募していただいた皆さんの中には町に貢献できるのではないかと期待をし、応募をされた方もあると思いますけども、不採用とされた地権者の皆さんに理由を付して丁重にお断りをされるお考えはないのか、3点についてお尋ねします。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 若者向け住宅の関係での3点のお尋ねでございます。

まず、なぜ公募かっというお話でございます。この御提案に、若者向け住宅を建設しなければならんっという事で過去何回か提案というか、議会に諮らせていただきました。そういった中で一番はなぜその場所でないといけないのか、もっと幅広く検討すべきではないかっというよ

うなお話でございました。1回目、2回目は基本的には町有地を中心についていうことでお話をしたんですけれども、もっといろいろあるんじゃないか、そういった中で、職員、執行部だけで探すというのはおのずと限度があります。そういった中で、やはりあとの用地交渉、そういったものもあろうかと思えます。一定の要件を満たす、そういったところで用地提供できるよ、そういったところを見つけたほうが時間的にも迅速に進む、そういう判断で公募っていうような手法で用地選定を進めさせていただいたっていうことでございます。

次に、場所決定のときの選考方法の評価はっていうことでございます。町の職員で選考評価をいたしました。どういうんですか、得点、評価点を設定し、その高い物件、そういったものを最終的に選んでいったっていうことでございますので、ある程度客観性はあると思えます。

それと応募いただきました方の中で今回、結果不採択となったっていう方につきましては、やはりこういう結果でございましたっていう、それはちゃんとお伝えしないといけない、そのように思います。

○議長（小谷 博徳君） 3番、山形克彦議員。

○議員（3番 山形 克彦君） 私が考えますに、土地を取得するというようなことは本来競争の原理も何も働かないのに、公募の意味がないと思うんですよ、余分な労力ですよ。ですので、公募じゃなくて、町が条件としていい、要するに住宅を建てるのにふさわしい場所については、ピンポイントで当たられて、そこが駄目なら次に言う、何段の構えの中で求められるのが普通じゃないですか。だって、公募して土地がそこにあるのに、その土地が遜色がありますか、私はないと思えますよ。それにあえて点をつけるなんていうのはこれは道理にはまった話じゃないと思うんですよ。だから、もともと公募いうこと自体が土地を取得するのにふさわしいということには私はならないと思えます。今まではこういう例は恐らく私も四十何年ここにおらしてもらったんですけど、そういうことは聞いた話はないんですよ、公募で求める。公募で求めるとするなら、そういった競争の原理が働いて、同じようなところに同じもんがあって、例えば価格が下がるとかいうそういう条件があって、そういう条件の下で公募されて、中で選定される、これは分かった話なんですよ。だけど、このたびは取得する価格をですね、公用で取得する価格でしますよということなんですよ、ここで見れば。要は、取得価格は公共事業の取得価格によるということになれば、全部同じなんですよ、価格は。だったらどこにその競争の原理が働くかということなんですよ、分かりますか。そういった、要するに公募の条件を見ても、そういう競争の原理が働くような内容でないと私は思いますので、公募の意味がない、要するにそういうところに労力をかけること自体がいかげなものかということなんです。

それから次に……。

○議長（小谷 博徳君） いかげなもので、質問……。

○議員（3番 山形 克彦君） それがまず一つ。

○議長（小谷 博徳君） 最後に、最後に。分かりました。

○議員（3番 山形 克彦君） それから、先ほども私が思いますのは、こういうことを決める場合には、いろんな意味で疑念を持たれないためにも第三者、いわゆる身内と言われるような役場の町職員だけでなく、外部の方を起用して透明性あるいは公平性を確保しながら、公正を期すという選考方法が必要ではないかなというように思うんですよ。といいますのは、要するに結論を先に決めておいて後づけするということにも取られかねないんですよ。だから、そういうことを防ぐために、公正に第三者の方も入ってもらって、決められるのが普通じゃないかなというように思います。

あとの3点目の漏れた方については理由をつけて丁重にお断りをされるということですので、それについては一応了解いたしますので、前段の2点について再度お答えをいただけたらというように思います。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 2点、いわゆる公募っていうのは価格競争ではないかっていうようなお話だと思いますけれども、今回の公募につきましては、公募、要は若者向け住宅を建てるどころ、アンケートもさせていただきました。根雨地区がいいだろうっていうのが事業主であったり、今の若い層ありましたので、根雨地区っていうことで、あとは提供していただける土地形状であったり、いろんな町道とか道路に面接してる、それから土地の形状が細長いとか、そういうようなんでない、いろんなことをしんしゃくする、そういった面でやはりその中には公募した競争性もあると思いますので、そういうことでさせていただきました。

それと今回の場所決定の選考方法で、第三者が入るべきではなかったかっていうことでございます。次のこういう案件につきまして、ぜひ参考にさせていただきたいと存じます。

○議長（小谷 博徳君） ほかにありませんか。

3番、山形議員。

○議員（3番 山形 克彦君） 3回ルールということですので、最後にしたいと思えますけれども。町長、端的に言えば、このたびは新型コロナウイルスの感染対策のほうが、私は急務というように思います。若者向け住宅、そういった意味からすれば、性急に進めるじゃなくて、もうちょっと検討されてはなと思うからこういうこと言わせていただいたんですけども、い

ずれにしましても、そういう選考とか公募とかということになりますと、外から見れば身内の集まりと思われるようなことでなくて、公平性に物が見れるような方法ということで今後参考にされるということですが、私とすれば、土地そのものは、要するに、競争の原理に合わない。要は求める側と、それを出す側の話なんで、こういうものを公募によってするという事は誠に、どういいますかね、あまり、あまりというか勧められる話ではないと思うんです。だけ、ピンポイント的に1か所ずつ当たられるのが用地の取得の方法というように思います。

それから、もう一つは先ほど申しましたけど、職員さんで悪いとは言いませんけども、考え方によれば、作為的で先に結論、先ほども言いました先に結論を決めておいてということも可能なんですよ、考え方からよれば。だから、そういう第三者を入れて適正に判断ができるような方法を取っていただければ、町民の皆さんも多分応募していただいた町民の皆さん、今日でも恐らく発表があるかなと、今日、当然議会中継されていますので、発表もあるかなというような期待をされている方もあるかもしれませんが、そういうこともありますので、そうではないということ再度説明をいただけたらというように思います。

○議長（小谷 博徳君） 再度説明を求められるですね。

○議員（3番 山形 克彦君） はい。

○議長（小谷 博徳君） 先ほど答えられた質問と同じですが、再度。

○議員（3番 山形 克彦君） 確認を。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 公募を今回やったものにつきまして、議員さんとちょっと観点、観点というか部分が違ったと思い当たることもございますけれども、先ほど御説明しました観点でさせていただきます。

それと、コロナ感染症のこういう、ウィズコロナの中での事業の優先度についてって言うようなお話もございましたけれども、やはりコロナの後を見た場合、さらには日野町の人口の、どういうんですか、減少線を緩やかにするっていうためにも、私は移住定住のためのこういった住宅政策必要だと思いますので、そういった面では私の中では優先度が高いっていうことを御理解いただきたいと思います。

それと、評価委員会の在り方のようなことでございました。これは先ほど御答弁しましたように、次の参考にさせていただきたい、そのように存じます。

○議長（小谷 博徳君） ほかにありませんか。

5番、松尾議員。

○議員（5番 松尾 信孝君） 若者向け住宅の件についてさらに質問をさせていただきます。最初に、私、この若者向け住宅、つまり移住定住を促進して町の活性化をもたらすためには住宅の確保も重要な施策の一つであるということについては否定はいたしません。ただ、この間の議論を見ておきますと、幾つか質問をして確認したいことがありますので、あえて今、質問をしております。

まず第一、なぜ今この6月議会なのか。国の補正予算も通ったばかりであります、いろいろな財源がどういう形で出てくるかまだ見えないところであります。先ほどの同僚議員からの質問にもありましたように、コロナ対策でやるべきことはたくさんあるのではないかと。それにもかかわらず、この補正予算の70%に近い金額がこの住宅建設に費やされているということがまず第1点。ですから、なぜこの議会でなきゃいけないのかということについて明確なお答えをいただきたいというのが第1点。

第2点は実は、何か重大なこと見落としてるんですが、過去2つのロケーションが候補に挙がりました。今回の選考に当たってはこれらのロケーションは検討の対象になったのでしょうか。なぜかと言いますと、先ほどから公平性とかいろんなことからいって数値化をして点数をつけたとおっしゃってるわけですが、だとすれば、1回目2回目に候補となった土地も同じように点数をつけて同等に比較するべきではなかったのかと。ここに私は重大な手続上の問題があるんじゃないかと思うんですが、それについてどういうふうにお考えなのかお伺いしたいと思います。

それともう一つ3番目のポイントは、町長も同僚議員の一般質問で、住宅政策についてお答えいただいている中で、町内のこういう移住定住用の住宅の確保には空き家等の利活用や民間資本での整備、その他町営住宅の整備も上げられておりますが、そういう空き家等の利活用、民間設備の利活用、こういうことについてどういう検討をされて、どういう結論を出されたのか、これまで全協等でお伺いした中では、明確な納得できるような答弁をいただいておりますので、改めてこの場でお伺いいたします。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 3点、御質問だったと思います。なぜ今この定例会にこういう提案をしたのかっていうのが1点。これは昨年来からいろいろ御提案させていただくとときに申しております。年度末、年度初めの入居者に不便がないように、それまでに建てる、そういう工事スケジュールの中で、この今議会に提案するのが最もふさわしいということで判断させていただきました。

あと、2番目の過去2つの物件は対象となったのかということでございますけれども、対象に

はしておりません。というのは過去2つの物件について議会に御提案しましたけども、それぞれで御提案させていただいたんですけれども、そこはふさわしくないという御判断をいただいたところですから、おのずともうオミットするっていうことでございます。

それと3つ目の空き家活用であるとか民間活力を使っただけの住宅政策も必要なんじゃないか、その辺をはっきりっていうことでございます。まさに一般質問で同様の趣旨のお話がありまして、同様の趣旨の発言をさせていただきました。そういう基本スタンス、大原則の中で、今回この若者向け住宅っていうのが、空き家とかは世帯向け住宅にはかなり有効だと思いますけれども、本当に郡部のお家は大きいっていうことで、なかなか若者さんには広過ぎるっていうようなそういう御意向が随分あるっていうふうに承知しております。空き家につきましてはリフォームとかそういうようなことで単身向けとかそういうのにも使えるようにしたいんですけれども、やはり世帯向けっていうようなことが中心に活用策を検討していきたいと思います。また、民間さんの活力につきましてもぜひいろんな面で、どういうんですか、チャレンジしていただきたい。そういったことを底支えするような、そういった施策も考えていかないといけないと思っております。以上です。

○議長（小谷 博徳君） ほかに。

5番、松尾信孝議員。

○議員（5番 松尾 信孝君） 大体、何ていいますか、その空き家とかの活用とか、そういうことについて今お伺いしたのは一般的に、私は一般論だと思うんですね。今回、この4世帯、4人向けの6,000万もかけて町営の住宅を確保するという、個別の案件に対応したときに、例えば根雨の町なかだって、空き家はたくさんありますね、そこを6,000万かけて4戸、1戸1,500万ですね。町なかの大きい家、仮にあったとします。これを改装して、家全体改装する必要ないわけですよ。1部屋か2部屋を住みやすいふうにリフォームして、お風呂とトイレとキッチンもリフォームしたら、500万もかかるんでしょうかね、いや、そういう計算を頭から、要するに大きい家は世帯向け、若者向けは小さくなきゃいけないという、そういうことに基づいて事が進んでるんじゃないかという気がずっとこれまでしてたもんですから、そこんところについては私のこの質問が終わった後で同じようにお考えになっているのかどうかということと、前回、前々回で提案された2つのロケーションが初めから排除して選定したと。これって例えば土地代だけでも500万もかかるわけですよ。実際には5,000万弱の物件が6,000万のプロジェクトになったわけですよ。これ本当に町民の利益、町民の福祉のことを考えたら、こういう前の、合理的な説明じゃないんですよね。議会で反対されたから、だって反対した決議もないんで

すよ。ただ、検討ということで、いろいろ疑問なり質問なりは呈しました、修正案も出ました、形の上では。それらを考えたら、公平性、公募という方法にまで踏み切ったとするなら、公募の是非についてはいろいろありますが、公募という方法になったとしたら、それで点をつけられました。これも一見、客観性を持たせる方法だとは思いますが、そのときに既存の2物件を排除したということについて、ただ、今の御説明だと議会からノーと言われたというだけでは、本当に行政の側でここをこうやっていくんだという本気度が感じられないんですが、そこら辺についてお伺いします。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） たくさんおっしゃられたんで、ちょっと答弁漏れがあるかもしれませんが……。

○議長（小谷 博徳君） いや、2つだで。（「2つです」と呼ぶ者あり）

○町長（埴田 淳一君） 空き家に対する、空き家の小区画利用ってというような観点はなかったのかっていうのと、あと、当初というか、前回、前々回の2候補地を排除したのはどうなんかっていう、その2点でございますね。

空き家につきましては、そういう空き家の利活用ということも当然念頭に置いておりますけれども、いかがでしょう、若者の方が大きな家屋の中の1部屋2部屋を使います。じゃあ、その隣の空間は使わないでくださいとか、進入禁止ですよとか、それはなかなか実態としてちょっとなかなかおかしいのかなと思います。空き家は、ですから活用しないということではなくて、世帯向け、そういったもしくは、どういうんですか、大きな家でもゆっくりゆったりと暮らしたいという、そういう志向の当然若い方もおられると思いますので、そういうところに使っていただくというのが現実的なのかなと思います。

それと、2物件について排除してる理由が議会のほうが同意しないから排除したというのはそれは合理性を欠くんじゃないか、要は経費面での比較とか、そういうようなのをしたら、当然そこが候補地に入ってもいいんじゃないかっていう、理屈的には私もそう思いますが、ただ、提案したときに、どうなんでしょう、議会の皆様が過去の2つの中、例えばその中のこれがまたいいよと言われたときにどうなるか、やはり我々はそこもいろいろ考えていけない。そしてなおかつ、もっと新しいところを検討しなさいっていう議会からの御教示がありましたので、そういった面で公募で探させていただいたということですので、これは御理解いただきたいと思っています。

○議長（小谷 博徳君） ほかにありませんか。

松尾議員。

○議員（5番 松尾 信孝君） それは町長、議会に対して付度のし過ぎです。いやいや、本当に。やはり、その土地が今までの行政の能力をつぎ込んでいい土地だと思われたのであったら、当然のことながら、ほかの7か所と同じように俎上にのせて、しかも数値化されてるんです。数字が今までの御説明を聞きますと、数字が一番よかったところを御提案されてるんですよ。とすれば、私は再度あえて申しますけど、もう一度町長に聞きます。やはり、前の2か所を入れなかったということは、重大なプロセスの瑕疵ではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 議会に対する付度ではなくて、執行部と議会、車の両輪のように、いろいろ議論をして物事を進めていくっていうような、そういうふうに御理解いただきたいとします。2か所にこだわっておられますけれども、その2か所を執行部が断念した理由、それはどういうんですか、議会のほうからいろいろお話を伺った、さらには地元とのお話、そういったものを総合的に踏まえて、これはどういうんですか、その議論を覆すような新しい事象ないという、そういったこともございます。そういう消極的な考え方もあるんですけども、積極的な考えはもっと幅広く、今まで提案した箇所だけではなく、こだわらず、いろんなどころからいろんなどころを、どういうんでしょう、候補地として検討しなさい、そういう積極的なお話をいただいたんで、そちらの方法を取らせていただいたっていうふうに考えていただきたいとします。

○議長（小谷 博徳君） ほかに。（発言する者あり）この39号終わってからと思っております。7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） それじゃあ、流れが分かるうちのほうが確かにいいので、引き続き若者住宅について質問してみたいと思いますが、誤解のないようにしていただきたいのは、議会が定住や移住政策に全く否定的だというような印象をこの中継で与えるということは、私は大変議会人として不足とするところであります。全く理解がないということはありません。きりり創生の中にもはっきりそれを支持しておりますので、恐らく議員全員が定住政策、移住政策について必要ないというふうな御意見の議員さんはいらっしやらないと思います。それを踏まえての意見と思って聞いてください。私は、今回の上程で、やっぱり一つ疑問と思うのは、過去一番最初のことから4度目になるわけです。一旦は上程されたこともあるし、上程前に地元の反対でいけなかったこともある。やっぱり今回のこの若者向けの政策については、そういったちょっとしたプロセスの違いとか、ボタンの掛け違いが主でありますので、やっぱりこの案件については、ずっとそのとおりにやっていかないと、なかなか理解ができないじゃないかなと思います。その

とおりのというのは、一番最初は検討委員会というものがあつた。今はないですよ。まず、ここがちょっと不思議なところでもあります、もちろんそこのものがなくなったから、地元に関心しなければならぬということがあつて、過去2回地元に関心した。2番目のときは、地元に関心したら、地元はいいや、建ってもらっちゃいけんということで駄目になった。2度目のところは地元はいいですよ、若干条件はあつたけど、それというのがあつた。今回も、やっぱり一連の流れからいうと、やっぱり地元に関心してもらつとくというのは、この流れからいうと当然、我々も地元の理解度によって判断材料になるという部分を持つるので、大事な点じゃなかつたかなと思うんです。とすれば、今回、公募で決めました。ここが選考でよかつたです。ここで建てたいというものがまず第1回の議会に対しての報告ではなかつたかと思うんです。それが、同時に予算もつてきたときに、今度は議会が予算を認めましたということで、地元に関心どう説明するんですか。地元は、議会がもういいって言ったもん、わしらがどげん反対してどうなあだとか、こうなりますよ。だからプロセスとしては、今定例会に公募でここに決めましたと、御承知おきください。それをもって議会終了後に地元に関心したいということに関心してもらつて、9月に本体計上をされるっていうのが、大体流れとしてはスムーズにいったと私は思うんです。ここで、なぜ一緒にせないけんかいいって、急いどられるっていうこともあろうかと思うけれども、一昨年9月に上程されたよね。9月にすれば、大体異動、皆さんが異動をされる3月までには十分間に合うんだから、9月でもこの本体の計上をされてプロセスを経て、こういうことで地元の理解をもらいましたって改めて本体をもらおうというのがプロセスとしてよかんではないだろうかと思うんです。今からでも遅くないですが、その手法を取らないと、議会で予算は通りました、地元は反対しましたといったときに、町長、どうあなたは判断しますか。議会が通つとるけん、よからあがつて、地元の人にそう説明するんですか。ちょっと違うんでしょう。まずそこを聞きときましようか。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） こういった施設を造る場合、地元へのしっかりした説明をさせていただいて、地元の方に御理解いただく、これを熱心についでいうか、しっかりやっていきたいと思ひます。

○議長（小谷 博徳君） 7番、安達議員。

○議員（7番 安達 幸博君） 決まつた以上は町長の責任ですから、地元に関心説明をちゃんとしなきゃいけんですが、じゃあ、地元の同意が出るまでゴーサインは出ませんね、今の答弁なら。そこを確認しときます。

- 議長（小谷 博徳君） 埜田町長。
- 町長（埜田 淳一君） 地元が反対されるというような状況の中では、工事は進められないと思います。
- 議員（7番 安達 幸博君） 一つ残いときます。
- 議長（小谷 博徳君） もう一問。
- 議員（7番 安達 幸博君） 残しときます。
- 議長（小谷 博徳君） ほかにありませんか。それでは……。
- 議員（7番 安達 幸博君） ほかの案件がある。
- 議長（小谷 博徳君） ほかの案件。ほかの案件、18ページまでの間ならよろしいです。

7番、安達議員。

- 議員（7番 安達 幸博君） それでは、16ページの教育委員会等の委員報酬についてお尋ねをします。これは、さきに町長が具申を受けて決定をされました義務教育学校のこれからの歩み、校歌を作るとかいろんなことの委員会の委員報酬であるとかという予算であります。それで、そういう部分でちょっと私は心配してることがあるので、それをお尋ねしたいと思うんですが、今、この予算は校歌であるとか、あるいは義務教育学校なので新しい区切りであるとか、いわゆる学校側のどういう学校をしたらいいかっていうのをそれぞれ3つぐらいだったか、分けて委員会があるんだけど、この手の分が一番心配するのは、さっきも菅福のことであったように、統合した後の、じゃあ、地域の力はどうするんだっていうところの手だてがすごく大事なんです。この手だての方法とかいうのが全く見えてない。そこで、もうちょっとこれを決めた段階で、そういう部分の手だての方法として、普通は私は2度か3度、この決められる委員会に傍聴に行きました。流れもよく分かっております。それで、当初は場所もこの諮問しとるので、この委員会ですてくくださいっていうことを教育委員会は、その審議会に諮問されてるんです。ところが、その審議会はとてもそんな大事なことは我々外部の者も含めてできないので、それはもっと決定的な力のある教育委員会であり、あるいは議会である。そこで、義務教育学校という答申が出たけど、それは場所はここですっていうところは、よう決定せんので、安全な場所とかそういった二、三の条件でしか言えないってあえて言われた。それは、それを答申を受けて教育委員会は練られたんでしょう、教育委員会で町長に具申するときには、根雨小学校を使うんだということがはっきり出てきた。町長は、それを受けて、はい、ならそうしますって、もう真っ先に今後の日野町の小・中教育は、義務教育学校で根雨小学校でやりますということを高らかに宣言された。私は、心配しとったのは、町長は絶対よう決めんなと思とったんです。それは、日頃の何となく申し訳な

いけど、これ以上言いません。それが、ぼんと出た。逆に不思議だったんです。普通は、そういう具申もらったときに、こういう具申もらったけど、皆さんここ、どう思いますってパブリックコメントを求めるのが町長の手法だと思っと思った。ところが、それを求めずに、もうぼんと言われたので、それどうしたんですかって聞いたら、いや、決まったので説得には回りますという、今の話と一緒になんです、さっきの住宅の話と。反対がありゃ、やめないけんようなところに追い詰められるんです。だからこそ今回、これから言う地元のそういった振興策を、特に黒坂です、どうするか会議なんかはきちんと並行して持たないと、本当にストップになる可能性がある。今回もこんなに時間かかるんですかと思うほど、思うんです。もっと早くできないのとか、逆に。これは教育委員会にスケジュールが出しとるけど、もっと早く、もう1年でも早くでもいいじゃないって思うぐらいなのに、地元の振興策が全く出てこないということになれば、本当に反対論になったら大変ですよ。だから、並行して企画でもいいです、地元振興策の委員会をつくりましようとか言っとかないと、私は大変になると思うんですが、町長、そういう考えはありませんでしたか。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 日野町の学校教育、今回の義務教育学校について、それから、候補地に絡めて、候補地にならなかった校舎、そしてその地域の振興、そういったことを検討する。学校を建てるとか学校の中をこうするっていうようなのばかりじゃなくて、地域の振興、そういったことを検討する場を考えなかったかっていうことでございますけれども、これは本当に地域にとって、そして町にとっても大きな課題でございます。そういう場についても地元の説明をさせていただく中で、地域からのお声を聞きながら検討するっていうか、おいていかないといけないと思いますので、それは必要だと思います。どの時点でっていうのはちょっと明言できませんけれども、そういう過程は必ず必要だと認識しております。

○議長（小谷 博徳君） 7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） これ、同時でないと、本当に最短でできませんよ。町長、さっき自信たっぷりに説明をしてもらって、意見を拝聴して、何なら教育や何かっていう程度の今、発言です。これ、同時にしとかないと、そこでまとめてもらうっていう、地域でまとめてもらうっていう姿勢を持たないと、今の住宅と、さっきと一緒にになります。反対されたらやめますなんていうことになりかねないんだ、だから。そこをしっかりとって今度、政府もコロナで2次補正が出たので、当然、多分臨時会が開かれると私は想定してる。そういうようなところに、いち早く地元でもそういう協議をしてくださるような予算とか委員会とかつくるような考えを持っておか

ないといけませんよということで今、町長に尋ねとるんです。全く関係なしに説明した後に、そういう振興策の声がありゃあ、地元でつくってもらえばいいわっていう程度なんか、もう一度聞かせてください。

○議長（小谷 博徳君） 埒田町長。

○町長（埒田 淳一君） 事振興策とかまちづくりってというのは、お互い地域の住民の方、そして行政のほうとのいわゆるキャッチボールってようなことが重要だと思いますので、今、議員さんおっしゃいました、また臨時議会、そういったところでそういった協議会の予算を立ち上げさせていただく、そういうふうな段取りになると思います。

○議長（小谷 博徳君） いいですか。

○議員（7番 安達 幸博君） はい。

○議長（小谷 博徳君） ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小谷 博徳君） 最後に、議決部分であります1ページから4ページまでの質疑を行います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小谷 博徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） 私は反対の立場で討論をいたします。今議会に提案ありました菅福食文化伝承館管理費、備品購入は、一営利団体のために町が備品を購入して提供するというものであり、今後、日野町にある各種団体等に影響が大きいと思います。また、指定管理については、議会の議決事項であり、今回の伝承館については平成27年4月1日から令和7年3月31日までの契約であり、議会の議決を受けております。その中の第7条については、設備備品にとっては、元気邑が負担をするということを明記してあります。その後、今回の予算計上について、説明の中で平成29年4月に第7条を話し合いを持って協議するというに変更してあります。これは、議会にも説明もなければ、そういう当然議決事項ですので、変更があったときには、そういう報告がなければいけないものを、180度転回するような予算計上は疑惑を持たれかねない内容であり、反対の討論といたします。

○議長（小谷 博徳君） 次に、原案に賛成の討論を行います。

6番、中原信男議員。

○議員（6番 中原 信男君） 私は、この6月定例会補正予算に対して、賛成の立場で討論をいたします。その内容ですが、今予算に計上されました中身において、日野高校の魅力向上化、あるいは新型コロナウイルスに対する日野病院への負担金。これは医療従事者、あるいは設備の充実を図る意味での陰圧装置の購入と、あるいは陰圧空間、そして患者さん用の車椅子等、コロナに対応すべく負担であり、やっておかなければいけないという予算だというふうに私は認識しました。そして、最後に、この本定例会の中心的な大きな予算の中で、若者定住の予算、これも日野町が今後やっていかなければいけない、そういう重要な事業だと私は思います。私は個人的に一般質問でもやりましたが、このコロナの関係で田舎志向が、そういう流れが来るだろうと、これは私の勝手な個人の安易な考え方も分かりません。しかし、そういう受皿としての整備はしておかないと、ないものには誰も来ないという思いがございます。以上のような観点で、私は今6月定例会補正予算案に対して賛成の討論といたしたいと思います。以上です。

○議長（小谷 博徳君） ほかに反対の。

7番、安達議員。

○議員（7番 安達 幸博君） 私は本補正予算反対の立場で討論をいたします。本定例会に提案された案件については、るるコロナであるとか、あるいは今後の教育行政であるとか、大切な部分がたくさん入っていることを承知の上で、あえて反対という選択をさせていただきます。特にコロナに対しては、先ほど町長にも別な話で確認しましたが、2次補正で多分臨時会は開かなければならないと思うので、コロナの分は今回も合わせて上程をいただければ、それは支障がないと私は思っております。特に意見を述べさせたいのは、菅福元気邑に対しての108万の備品購入であります。我々、私は特に議会全体知らなかったという点が本当にそういう流れは、やっぱりプロセスが大事ですよっていうことをまず指摘をしておきたいと思うんですが、これの十何年たてば、それは流れも変わってきて、協定書も違ってきたというようなことがありましたけれども、でも、最初につくった基本の考えは大切だと思うんです。さっき言ったような地域振興です。学校がなくなった後のどうしましょうかいったときに、地域の人がこういうことをつくってください、自分たちで活動をやりますというので、私は当時まだペーパーの議員になったばかりでしたからよく覚えておるんです。そういう設備をしていいんですかといって言ったら、これっきりだからいいんですっていうことがまずあった。その代わりに、もらっている資料の経過、平成14年7月1日の協定書には委託費が取ってあるんです。元気邑さんからもらっているということでしょう、違う、払っとる。これは、活動費に使ってくださいという意味も踏まえて出してるんです、地域を元気にするために。ところが、後はもうないんです。自分たちで頑張りなさい

という意味も踏まえてない。そういう経過を踏まえてくると、やっぱり今は営業団体になったんだからという、そののところをもっと大事にしておかないと、それは指定管理に出しとるリバーサイドとか農業加工施設だけの話にとどまらないんです。これから農業、いろんな集落にコンバインを買ってくれとかいろんなこともある。それはみんな満額補助じゃないんです。そういうことを考えると、やっぱりもう一步踏みとどまって、全額備品でなくて、ある程度の補助をしましょうという考え方が、やっぱり私はそういうふうに直してほしいという思いでまずこの1点。

それから、先ほどの住宅です。これもプロセスが大事な点っていうのでよく分かりますが、これ、先ほど言いましたように、今回はここを決めましたという、そういう報告で9月に改めて予算計上をするという、このプロセスを大事にしてほしい。でないと、町長が本当に言われた、ノーと言われたら、ゴーが、いいですよって丸が出るまで建てませんなんて、こんなことをしたら大混乱になります。それをきちんと押さえて予算計上をされる、これが町長、運営上大切な、この2点の心配があって、今回の補正予算は反対の討論といたします。

○議長（小谷 博徳君） 続いて、原案に賛成の討論を求めます。ありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（小谷 博徳君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第5、議案第39号、令和2年度日野町一般会計補正予算（第2号）の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小谷 博徳君） 起立多数。よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

ここで、午前の部を終わりたいと思います。休憩します。午後は2時開会でしますので、2時にお集まりいただきたいと思います。休憩。

午後0時37分休憩

午後2時00分再開

○議長（小谷 博徳君） 午後の定例議会を再開いたします。

日程第6 議案第40号

○議長（小谷 博徳君） 日程第6、議案第40号、日野町教育委員会委員の任命についてを議題

といたします。提出者の説明を求めます。

埜田町長。

○町長（埜田 淳一君） ただいま上程いただきました議案第40号、日野町教育委員会委員の任命につきまして御説明申し上げます。議案書を御覧いただきたいと存じます。

現在、教育委員会の委員であります景山美由紀さんの任期が今年7月31日に満了するため、その後任に日野町秋縄1730番地、松本智子さんを任命したいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項の規定によれば、委員のうちに保護者である者が含まれる必要があり、前任の景山さんがその要件を満たす委員であることから、後任の者もその要件を満たさなければなりません。

松本さんは、昭和51年6月20日生まれ、小学校と中学校に通う児童生徒の保護者としてPTA活動にも積極的に関わられ、現在もそれぞれの学校で専門部員として活動されています。また、交通安全母の会支部長、更生保護女性会理事、子育て支援室おひさまひろば運営調整会議会長なども務められ、子供たちの健全育成に様々な立場から関わっておられます。これらのことから、教育委員会委員に適任であると考えますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

任期は令和2年8月1日から令和6年7月31日までの4年間です。御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小谷 博徳君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小谷 博徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（小谷 博徳君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第6、議案第40号、日野町教育委員会委員の任命についての採決を行います。

この採決は無記名投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（小谷 博徳君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、9番、竹永明文議員、1番、中山法貴議

員の2名を指名いたします。

これより投票用紙を配付させます。

念のために申し上げます。本案に同意することに賛成の方は所定の枠内に丸を、反対の方は所定の枠内にバツを記載願います。

〔投票用紙配付〕

○議長（小谷 博徳君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小谷 博徳君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（小谷 博徳君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から議席順に順次投票してください。

1番、中山法貴議員。2番、梅林敏彦議員。3番、山形克彦議員。4番、金川守仁議員。5番、松尾信孝議員。6番、中原信男議員。7番、安達幸博議員。8番、佐々木求議員。9番、竹永明文議員。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小谷 博徳君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

9番、竹永明文議員、1番、中山法貴議員、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（小谷 博徳君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成9票、反対ゼロ。

以上のおり賛成が多数であります。よって、議案第40号は、原案に同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解除いたします。

〔議場閉鎖〕

日程第7 意見書第1号

○議長（小谷 博徳君） 日程第7、意見書第1号、厚生労働省による公立・公的病院名の公表の白紙撤回と地域医療の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

8番、佐々木求議員。

○議員（8番 佐々木 求君） 意見書第1号、厚生労働省による公立・公的病院名の公表の白紙撤回と地域医療の充実を求める意見書の提出について。

別紙のとおり、厚生労働省による公立・公的病院名の公表の白紙撤回と地域医療の充実を求める意見書を提出する。

令和2年6月18日提出。提出者、日野町議会議員、佐々木求。賛成者、日野町議会議員、中山法貴。賛成者、日野町議会議員、竹永明文。賛成者、日野町議会議員、中原信男。賛成者、日野町議会議員、山形克彦。提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

厚生労働省による公立・公的病院名の公表の白紙撤回と

地域医療の充実を求める意見書

厚生労働省は昨年9月26日、すでに各地域で合意している2025年「地域医療構想」を踏まえた公的・公立病院の「具体的対応方針」に関し、「再検証」を要請する450病院を、突然名指しで公表した。450病院の中には、鳥取県の4病院（町立岩美病院、町立西伯病院、町立日南病院、鳥取県済生会境港総合病院）が含まれており、「病院がなくなるのではないか」と関係自治体、町民・市民、病院関係者、医療関係者に大きな衝撃と不安をもたらした。再編・統合の対象とされた4病院は、いずれも医療資源が乏しい地域において、住民の命と健康を守るうえで欠かせないものであり、安心して住み続けられる地域づくりに欠かせないものである。厚生労働省が、一方的に病院名を名指しで公表したことに、国の医療行政に対する不信が一気に広がった。

各医療機関のあり方に対して、何ら決定する権能を有しない政府・厚生労働省が病院名まで上げ、事実上強制ともとれる要請を行う今回の病院名の公表は撤回すべきである。

また、地域医療構想は、各県、各自治体が検討した計画をもとに進めており、国は地方で深刻な医師不足などの解消や、どこに住んでも安心して暮らせる地域医療の堅持のための支援にこそ力を入れるべきである。

以上の観点から、公立・公的病院に対する「再検証」の要請を白紙撤回し、いつでも・どこでも・誰もがが必要な医療を受けられ、安心して住み続けられる地域医療を構築することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年6月18日

鳥取県日野町議会

以上です。

○議長（小谷 博徳君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） ちょっとお尋ねしたいと思います。突如の発表で、それぞれ地域は困惑したことであります。今回の白紙撤回を求めれば、いわゆるその名指しになった病院は、それぞれの病院で計画をつくりなさいということが同時にありましたが、これは撤回を求めるということは、同時にそういう提出は要らないという意味合いに捉えといて、そういうことも要求するんだって捉えていいのでしょうか。今、日野郡はそれぞれの3町で病院や診療所を抱えて鳥取医大と協定を組んで、それぞれの役割をどういうふうに互換性を持ってやろうかと、大変いい方向に行っていると承知しております。そんな中で、個別のそういう病院の医療計画を求めてきたのが今回のことでありますが、その名指しを撤回したら、そういうものは日野郡全体で捉えていこうやっということと認識でいいのでしょうか。委員長さんにお聞きします。

○議長（小谷 博徳君） 8番、佐々木求議員。

○議員（8番 佐々木 求君） 一つは、この今度の再編・統合、今後の計画をどうするかということについては、今の情勢の中で1年ほど遅らせておるようです。しかし、議員御存じのように、日野郡一つ取っても、今ある医療行政をどうしていくかということは、それぞれの地方で責任ある自治体がそれぞれに計画を持ち進めているところでもあります。もともとを言えば、これも上から下りたものでありますが、そうしたところに突然こういう形が出てきたわけでありまして、さらに進めるように、統合・再編を進めるという観点から出てきたものでありますが、これについてそういう指摘をしたわけでありまして、ただ、日野郡の医療で見ますと、言われるように、医大を中心として協定を結んでおり、それぞれに対応していこうとしているのは事実です。これは、そういう一つの自治体の検討として進めていることでありまして、今はその実施段階をどこともやっておるわけでありまして、それがさらにスピードと早くするようという要請になっておるわけでありまして、それに対してこういう意見書を上げたわけです。以上です。

○議長（小谷 博徳君） 今後の計画書を出さなくてもいいのかどうかいう。

○議員（7番 安達 幸博君） 作って提出しなくてもいいように、同時にそういうことも撤廃す

る要求ですか。

○議員（8番 佐々木 求君） そうです。それはそのとおりです。

○議長（小谷 博徳君） 8番、佐々木議員。（発言する者あり）

○議員（8番 佐々木 求君） そのとおりでございまして、日南病院、名指しされた西伯病院、それぞれにそういうものは出さなくてもいいように、一度白紙に戻せという要望であります。

○議長（小谷 博徳君） それぐらいのところで。ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小谷 博徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（小谷 博徳君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第7、意見書第1号、厚生労働省による公立・公的病院名の公表の白紙撤回と地域医療の充実を求める意見書の提出についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案は提案のとおり提出することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小谷 博徳君） 起立多数。よって、意見書第1号は、提案のとおり提出することに決定をいたしました。

日程第8 意見書第2号

○議長（小谷 博徳君） 日程第8、意見書第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5番、松尾信孝議員。

○議員（5番 松尾 信孝君） 意見書第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

別紙のとおり、地方財政の充実・強化を求める意見書を提出する。

令和2年6月18日提出。提出者、日野町議会議員、松尾信孝。賛成者、日野町議会議員、安達幸博。賛成者、日野町議会議員、金川守仁。賛成者、日野町議会議員、梅林敏彦。提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（地方創

生育成改革担当、経済財政政策担当)。以下は意見書の内容です。長くなりますが。

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体には、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多く、またより複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症対策や近年多発している大規模災害、そのための防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」で、2021年度の地方財政計画まで、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしています。実際に2020年度地方財政計画の一般財源総額は6兆3千4百31.8億円、前年比+1.0%と、過去最高の水準となりました。しかし、人口減少・超高齢化にともなう社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2021年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、社会資本整備、感染症対策、防災、環境対策、地方交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
2. とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
3. 新型コロナウイルス対策として、新たに政府が予算化した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、2020年度の補正予算にとどまらず、感染状況や自治体における財政需要を把握しつつ、2021年度予算においても、国の責任において十分な財源を確保すること。
4. 地方交付税における「業務改革の取組等の成果を反映した算定(従来のトップランナー方式)」は、地域の実情を無視し、本来交付税に求められる財源保障機能を損なう算定方式であることから、その廃止・縮小を含めた検討を行うこと。

5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。
 6. 2020年度から始まる会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行うなどして、その財源確保を図ること。
 7. 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
 8. 地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。
また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
 9. 依然として4兆5,000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年6月18日

鳥取県日野町議会

○議長（小谷 博徳君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小谷 博徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小谷 博徳君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第8、意見書第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり提出とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小谷 博徳君） 起立多数。よって、意見書第2号は、提案のとおり提出することに決定をいたしました。

日程第9 議員派遣の件

○議長（小谷 博徳君） 日程第9、議員派遣の件を議題といたします。

今後予定されております議員派遣の件については、お手元に配付しております文書のとおりであります。

議員派遣の件について、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小谷 博徳君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、別紙のとおり決定いたしました。

日程第10 閉会中の継続調査の申し出

○議長（小谷 博徳君） 日程第10、閉会中の継続調査の申し出を行います。

最初に、総務経済常任委員会。

5番、松尾信孝議員。

○総務経済常任委員会委員長（松尾 信孝君） 閉会中の継続調査の申出を行います。

本委員会は、地域の活性化及びまちづくりについて、閉会中も調査を継続する必要があると認めるので、会議規則第75条の規定により申し出ます。令和2年6月18日。総務経済常任委員会委員長、松尾信孝。

○議長（小谷 博徳君） 次に、教育民生常任委員会。

8番、佐々木求議員。

○教育民生常任委員会委員長（佐々木 求君） 閉会中の継続調査の申出を行います。

本委員会は、学校教育環境の整備、充実について及び医療福祉のまちづくりについて、閉会中も調査を継続する必要があると認めるので、会議規則第75条の規定により申し出ます。令和2年6月18日。教育民生常任委員会委員長、佐々木求。

○議長（小谷 博徳君） 次に、議会広報常任委員会。

4番、金川守仁議員。

○議会広報常任委員会委員長（金川 守仁君） 閉会中の継続調査の申出を行います。

本委員会は、議会だより編集、発行、広聴について、閉会中も調査を継続する必要があると認めるので、会議規則第75条の規定により申し出ます。令和2年6月18日。議会広報常任委員会委員長、金川守仁。

○議長（小谷 博徳君） 次に、議会運営委員会。

9番、竹永明文議員。

○議会運営委員会委員長（竹永 明文君） 閉会中の継続調査の申出を行います。

本委員会は、次の議会の会期など、議会運営に関する事項及び議会の活性化について、閉会中も調査を継続する必要があると認めるので、会議規則第75条の規定により申し出ます。令和2年6月18日。議会運営委員会委員長、竹永明文。

○議長（小谷 博徳君） お諮りいたします。ただいま、委員長より申出がありました事件について、それぞれ閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小谷 博徳君） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

○議長（小谷 博徳君） 以上で本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小谷 博徳君） 異議なしと認めます。よって、令和2年第4回日野町議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

午後2時38分閉会
